

大田区立大森第八中学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えてしまうとともに、生命や身体に危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）及び「大田区いじめ防止基本方針」（平成26年12月1日 大田区教育委員会決定、令和3年4月1日改訂）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区立大森第八中学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を策定する。

第1 大森第八中学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体の課題であり、いじめ問題への対応は、学校における重要な課題の一つである。

本校は、いじめのない学校の実現や、生徒の尊厳を保持する目的のもと、大田区教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を、効果的に推進するための基本的な方針を定める。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは、学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。

第3 いじめ防止に向けた学校の方針

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識の下、大田区教育委員会、家庭、地域社会及び、その他の関係機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。万が一にも生徒の尊い命が失われることの無いように、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

1 いじめに関する生徒の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、生徒がいじめについて深く考え理解するための取り組みを充実するとともに、生徒会等による主体的な取り組みを支援し、生徒がいじめは絶対に許されないことを自覚するよう促す。

2 いじめられた生徒を守る

学校は、いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活等を送ることができるようにするために、いじめられた生徒を組織的に守り通す取り組みを徹底する。

3 生徒の取り組みを支える

学校は、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることも事実である。勇気を持って教職員に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取り組みを推進する。

4 学校が一丸となって取り組む

学校は、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する敏感な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員の個々による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通理解による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応を行う。

5 社会全体の取り組みを推進する

学校は、いじめが複雑化・多様化する中で、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、大田区教育委員会、保護者や地域住民及び、その他の関係機関との連携を強化し、社会全体でいじめ問題の解決に向けて取り組むことを推進する。

保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないように、当該生徒に対して規範意識を養うための指導に努めるとともに、当該生徒をいじめから保護する必要がある。また、保護者や地域住民は、いじめの情報を得た場合は、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめ防止等の取り組みに協力するよう努める。

第4 学校における取り組み

1 学校基本方針の策定

本校は、法13条の規定及び「大田区いじめ防止基本方針」に基づき、本校のいじめ防止等の取り組みに関する基本的な方向や内容等について「学校基本方針」を定める。

2 組織の設置

- (1) いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、各学年1名(生活指導担当)、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、大田区教育委員会と連携し、速やかに、学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

3 学校における具体的な取り組み

本校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対応」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を行う。

(1) 未然防止

- ・ 学校全体に「いじめる行為は絶対に許されない」という意識を高める。
- ・ 各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権尊重の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・ 生徒がいじめ防止について主体的に考え、「いじめ撲滅宣言」を行う等いじめ防止を訴えるような取り組みを推進する。
- ・ 校内研修等を通じて、教職員のいじめ防止のための資質を向上する。
- ・ インターネット等によるいじめ防止のための啓発活動を行う。
- ・ 家庭訪問や教育相談、学校・学年だよりなどを通じた家庭との連携協力を強化する。

(2) 早期発見

- ・ 生徒の発するいじめに関するサイン等の観察に努める。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握とともに、生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・ 保健室や相談室等の利用や、スクールカウンセラーによる電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・ いじめに関する情報を全教職員で共有化する。
- ・ 保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

(3) 早期対応

- ・ いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。
- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導する。

- ・ いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取り組みやいじめを撲滅する取り組みを行う。
- ・ いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・ 学校・学年だよりや保護者会の開催など、保護者と情報を共有する。
- ・ 関係機関や専門家等と相談・連絡して対応する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察と連携して対応する。

(4) 重大事態への対応

- ・ いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・ 必要に応じて、生徒や保護者等への心のケアを行う。
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案は警察との連携による対処を行う。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施、又は学校の設置者が行う調査に協力する。
- ・ 重大事態発生について教育委員会に報告する。
- ・ 報告された重大事態の調査結果についての教育委員会等の調査に協力する。

(5) いじめの早期発見・防止のための具体的な取り組み

- ① いじめ問題解決に向けての学校組織
毎週の生活指導連絡会で、いじめ防止対策委員会を実施し、校長、副校長、各学年の生活指導部、養護教諭、スクールカウンセラーの構成メンバーで、いじめについての情報交換や対応策、スクールカウンセラーとの連携等について話し合う。
- ② アンケートの活用
学校生活調査や WebQ U、各学年での生活アンケートをこまめに活用し、訴えのあった内容は早期に聞き取り、解決への方策を検討し、実行する。
- ③ デイリーライフの活用
デイリーライフを1～3学年の全校生徒に実施し、学校や家庭生活での悩みやいじめ問題などをくみ取る。生徒との心のキャッチボールを通して、いじめの予防・早期解決を図る。
- ④ ふれあい月間の活用
東京都教育委員会の行っている「ふれあい月間」を活用し、学校独自のいじめについてのアンケート調査、講話・面談等を実施し、いじめの早期発見や予防・早期解決に努める。
- ⑤ 全校朝礼の活用
朝礼時に、必要に応じて、校長や生活指導主任からいじめ問題等についての講話を行い、いじめをしない、させないという意識を高める。
- ⑥ 道徳の授業の活用
道徳の授業で、いじめをテーマとした教材をもとに、いじめは絶対にしない、許さないという意識と思いやりの心を育成する。
- ⑦ 学年会、職員会議の活用
職員会議や学年会で、いじめに関する生徒の情報交換や配慮事項について徹底し、共通理解を図る。
- ⑧ スクールカウンセラーとの連携
スクールカウンセラーと教員とで、相互の情報交換を行う。また、スクールカウンセラーは、必要に応じて生徒との面接をいつでも行える体制をつくり、いじめの早期発見、解決に努める。
- ⑨ 教職員の資質・能力の向上
いじめについての校内研修やO J Tの推進により、教職員の指導力の向上に努める。
- ⑩ 関係機関との連携
必要に応じて、児童相談所、子ども家庭支援センター、SSW、医療関係、民生・児童委員、警察等との連携を行い、いじめ問題の早期対応・解決を図る。

令和5年度 いじめ未然防止・早期発見のための年間計画

月	学校としての取り組み	生徒への指導・対応
4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会 要配慮生徒の共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> 「八中のきまり」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会 「いじめ防止基本方針」の共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> 「集団生活の指導・仲間作り」の指導 1年生全員へのスクールカウンセラー面接実施 「早寝・早起き・朝ごはん」の徹底
6月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会 いじめの状況把握 学級集団調査 	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活調査の実施・分析・個人面談 1年生全員へのスクールカウンセラー面接実施 いじめの実態のアンケート調査の実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会 特別支援教育についての研修 	<ul style="list-style-type: none"> 三者面談（全学年）
8月	<ul style="list-style-type: none"> 登校日 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の健康観察
9月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 「生活リズムの安定」の徹底
10月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会 いじめの状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 「早寝・早起き・朝ごはん」の徹底 いじめの実態のアンケート調査の実施
11月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会 学級集団調査 	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活調査の実施・分析・個人面談 三者面談（三年）
12月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会 体罰、性暴力等実態調査 	<ul style="list-style-type: none"> 三者面談（全学年）
1月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 「規則正しい生活」の啓発
2月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 学級集団調査の分析
3月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会 「学校いじめ防止基本方針」の改訂 次年度の年間計画策定 学級集団調査の活用状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> 1年間の自己の反省 いじめ等の原因による不登校生徒への校長の三者面談